

令和7年度市町村DX支援業務

プロポーザル募集要項

令和7年3月28日

岐阜県デジタル戦略推進課

目 次

第1	募集の内容.....	3
1	業務名	
2	業務内容	
3	委託期間	
4	委託費の上限	
第2	応募に係る事項.....	3
1	参加資格	
2	企画提案書の作成	
3	応募の手続等	
第3	提案評価に係る事項.....	9
1	評価方法	
2	1次評価（書面）	
3	2次評価（プレゼンテーション）	
第4	選定に係る事項.....	10
1	最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定	
2	選定結果の通知及び公表	
第5	契約の締結.....	11
第6	本業務の適正な実施に関する事項.....	11
1	関係法令の遵守	
2	本業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
第7	本業務の継続が困難となった場合の措置について	12
1	受託者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により本業務の継続が困難となった場合	
第8	その他.....	12
第9	問合せ先.....	12

令和7年度市町村DX支援業務 プロポーザル募集要項

県は、国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、市町村にDX推進の具体的な内容を十分に伝え、必要な助言を行うことで、計画的な取組を支援することなどが求められています。

本業務は、デジタル人材を市町村に派遣することで、現状分析や支援計画の策定及び伴走支援等を通して、各市町村が業務効率化や住民の利便性向上に向けたDXの取組を着実に進めることができるよう支援を行うことを目的とします。

については、本業務を委託するにあたり、プロポーザル方式により事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 業務名

令和7年度市町村DX支援業務

2 業務内容

別添1「令和7年度市町村DX支援業務仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間

4 委託費の上限

18,697,767円（消費税及び地方消費税込み）

※当該上限額を超える見積額の提案は選定対象外とします。

第2 応募に係る事項

1 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施できる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特殊民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

法人等にあっては、下記（1）～（9）の要件をすべて満たしていることが必要です。

共同体にあっては、すべての構成員が（2）を除く（1）～（10）の要件をすべて満たしていることが必要であり、共同体の代表構成員は（2）及び（11）の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 1 次評価を開始する日（1 次評価を実施しない場合は 2 次評価実施の日）において岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- (6) 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (9) 労働保険、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入していること（加入義務のない者は除く）。
- (10) 共同体の各構成員は、プロポーザルに参加する他の参加者を兼ねていないこと。
- (11) 共同体の代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大であること。

2 企画提案書の作成

企画提案書は【様式1】に準じて作成してください。記載要領は次のとおりとします。

- [サイズ] A4 (縦・横のどちらでも構いません。)
- [ページ数] 全 20 ページ以内
- [文字サイズ] 10 ポイント以上
- [言語・通貨・単位] 日本語・日本円・日本の標準時及び計量法によるもの
- [提出形式] 一つの PDF ファイル (10MB 以内) に統合
- [ファイル名] 『企画提案書／〇〇株式会社.pdf』としてください。
- [備考]
 - 必須記載項目を満たしていれば任意様式の使用や別紙追加も可
 - 使用ソフトウェアについても指定なし (提出時は PDF)
 - 上記 20 ページに SDGs への取組を証明する「添付書類」及び見積書は含みません。
(別ファイルとして提出、提出方法はフォーム参照)
 - PDF は必要に応じて事務局で両面印刷 (長辺綴じ) します。

必須記載項目は以下のとおりとします。

- 本業務に対する考え方・実施方針
- 実施方法・手法、提案のセールスポイント
- 実施スケジュール
- 実施体制
- 類似業務実績
- 経営基盤 (経営成績及び財務状態)
- SDGs への取組

3 応募の手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
募集要項等の公表	令和 7 年 3 月 28 日(金)から 5 月 2 日(金)
募集要項等に関する質問受付	令和 7 年 3 月 28 日(金)から 4 月 24 日(木)17 時まで
プロポーザル参加申込受付	令和 7 年 3 月 28 日(金)から 4 月 24 日(木)17 時まで
企画提案書受付	令和 7 年 3 月 28 日(金)から 5 月 2 日(金)17 時まで
1 次評価 (書面)	令和 7 年 5 月 12 日(月)から 5 月 23 日(金) (3 者を超える提案があった場合のみ実施)
2 次評価 (プレゼンテーション)	令和 7 年 6 月 3 日(火)
審査結果の通知・公表	令和 7 年 6 月 中旬(予定)

※受付は、土日及び祝日を除く平日の 9 時～17 時とします。

※募集要項等は岐阜県ホームページ内の以下のページにて公表

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

(2) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

①受付期間 令和7年3月28日（金）から令和7年4月24日（木）17時まで

②質問提出方法

下記質問フォームへ入力・送信ください。

〔提出先〕 プロポーザル募集要項等に関する質問フォーム

〔URL〕 <https://logoform.jp/f/GdpPC>

③回答

質問に対する回答は、提出者にメールにて送付するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の下記ページ中に公開します。

〔公開先URL〕

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

(3) プロポーザル参加申込の受付

①受付期間 令和7年3月28日（金）から令和7年4月24日（木）17時まで

②申込方法

以下URLから、参加申込フォームへ必要事項を入力・送信ください。なお、共同体での参加の場合は、代表構成員が実施してください。

〔提出先〕 プロポーザル参加申込フォーム

〔URL〕 <https://logoform.jp/f/DeZvi>

③共同体での参加の場合

共同体での参加の場合は、参加申込フォームへの入力・送信に加えて、以下の書類を紙提出してください。

ア 共同体構成員届出（別紙1）

イ 共同体協定書の写し（別紙2）

ウ 共同体委任状（別紙3）

〔提出方法〕

デジタル戦略推進課へ郵送または持参により、上記期限までに提出してください。

<郵送の場合>

最終日の17時必着で、必ず「特定記録郵便」等、配達記録が残るものとし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

<持参の場合>

岐阜県ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/ken-shisetsu/2965.html>)

上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行ってください。また、受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとします。

(4) 企画提案書等書類の受付

①受付期間 令和7年3月28日（金）から令和7年5月2日（金）17時まで

②提出書類

ア 企画提案書【様式1】

添付書類

イ 見積書（様式任意）

※企画提案書で提案したすべての内容を反映してください。併せて、直接人件費、直接経費、諸経費等の内訳も記載してください。また、見積書の宛名は岐阜県知事としてください。

ウ 法人等概要書【様式2】

③提出方法

以下URLから、企画提案書等提出フォームへ必要事項を入力・送信ください。

【提出先】 プロポーザル企画提案書等提出フォーム

【URL】 <https://logoform.jp/f/zKATf>

④その他

プロポーザル評価会議において、上記②の提出書類を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

(5) 参加に際しての注意事項

①失格（無効）事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

②著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用

いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が本業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表構成員が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。

エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

オ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日（プロポーザル評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、プロポーザル参加辞退届（別紙4）をデジタル戦略推進課（第9 問合せ先）に持参又は郵送により申し出てください。

持参の場合は、岐阜県ホームページ（<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/ken-shisetsu/2965.html>）上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行ってください。郵送の場合は、電話でも連絡いただくとともに、必ず「配達記録郵便」等、配達記録が残るものとしてください。

（6）見積書作成に当たっての注意事項

①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

②消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を内書きすることとしてください。

③本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。

④パソコン、複合機等の購入に係る経費については、県の委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）

⑤人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める評価会議構成員により組織された「令和7年度市町村DX支援業務」プロポーザル評価会議(以下、評価会議という。)が行います。

評価会議では、下記に示す1次評価及び2次評価のとおり、提出書類及びプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定します。

2 1次評価(書面)

提案者の企画提案について、提出書類の内容をもとに、評価会議構成員による書面評価・採点を行い、基準点(評価会議構成員の総評価点の合計の6割)を満たしている上位3者による2次評価(プレゼンテーション)参加者を選定します。

※提案者が3者以下である場合は、1次評価を実施しません。

(1) 評価期間

令和7年5月12日(月)～令和7年5月23日(金)

(2) 評価及び評価内容

別表「プロポーザル評価基準(評価項目及び評価内容)」による。

(3) 1次評価の結果の通知

1次評価を実施した場合は、その結果を速やかに提案者あて文書で通知します。

3 2次評価(プレゼンテーション)

提案者の企画提案について、提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、評価会議構成員による評価・採点を行います。

(1) 開催日時・場所

日時：令和7年6月3日(火)

場所：岐阜県庁(岐阜市藪田南2丁目1番1号)

※後日、改めて企画提案参加者に開催時間・場所を通知します。

(2) 企画提案の所要時間(1提案者当たり)

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・評価会議構成員からの質疑 10分程度

(3) 注意事項

- ・開催日時、開催場所、各参加者の開始時間は後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加人数(入室可能者数)は、1提案者当たり2名までとします。(共同体においても1共同体当たり2名までとします。)
- ・評価会議当日、新たな説明資料を追加することはできません。
- ・提案資料は事前に評価会議構成員に配布されています。プレゼンテーションにあたって

は、ノート PC、外部モニター、プロジェクターなどの機材は使用できません。ただし、提案者が自身の参考用にノート PC・タブレットなどを持ち込み手元で参照することは可能です。

- ・受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・指定時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

(4) 評価項目及び評価基準

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定

(1) 選定方法

県は、前記の評価結果を基に、次のとおり選定します。

- ① 評価会議構成員の前記の評価結果より、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。
- ② 順位点として、1 位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が3 者であれば3 点。）、2 位以下には順に1 点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は提案金額が少ない者を高い順位とします。なお、同点かつ提案金額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- ④ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。
- ⑤ 評価会議構成員の評価点の合計が、総評価点満点の60%を基準点とし、評価点の合計が基準点を満たさない場合は、選定の対象としません。

(2) 提案者が1 者の場合の取り扱い

提案者が1 者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果が上記(1)⑤に該当しない場合は、当該提案者を最優秀提案者とします。

(3) 提案者がいない場合、又はすべての提案者が上記(1)⑤に該当する場合の取り扱い 再度公募を実施します。

2 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容を県ホームページ上で公表します。

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

- (1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）

- (3) 1次評価及び2次評価における全提案者の評価点(得点順)(提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合は公表しない。)
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と県とが協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で、その見積額及び内容を確認し、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額は提案金額と同額になるとは限りません。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者(4(1)⑤に該当しない者に限る)と協議を行います。

最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。

電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出してください。

第6 本業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 本業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができません。ただし、本業務を効率的に行ううえで必要と思われる部分については、県と協議のうえ、本業務の一部を再委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律第57号)、個人情報保護に関する法律施行令(平成15年12月10日号外政令第507号)及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び仕様書別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守してください。

5 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託期間終了後も同様とします。

第7 本業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による本業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者がいる場合は、円滑かつ支障なく本業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により本業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により本業務の継続が困難となった場合、業務継続可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、1次評価を開始する日（1次評価を実施しない場合は2次評価実施の日）から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問合せ先

岐阜県デジタル戦略推進課 市町村支援係
〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
TEL 058-272-1111（内線 2717）
E-mail c11178@pref.gifu.lg.jp